

議案第 45 号

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 5 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(平成 28 年桐生市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「業務施設(以下「特定業務施設」という。)」の次に「等」を加える。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 31 日まで」を「令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「特定業務施設の用」を「法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年度以後の固定資産税について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 19 日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

## 議 案 説 明

議案第 45 号 桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

「地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、課税の特例の対象施設の追加及び取得期限の延長を行おうとするものです。